

## OECDがBEPS行動3に基づくCFCルールに関するディスカッション・ドラフトを公表

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構(OECD)は、2015年4月3日、税源浸食と利益移転(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動3(被支配外国法人(CFC:Controlled Foreign Company)ルールの強化)に関するディスカッション・ドラフトを公表しました。「BEPS行動3:CFCルールの強化」と題された文書(以下、「本ディスカッション・ドラフト」又は「本ドラフト」)は、税源浸食と利益移転に対しCFCルールをどのように適用するかについて検討し、次に掲げるCFCルールの重要要素、もしくは基本構成要素について詳述しています。

- ▶ CFCの定義
- ▶ 基準要件
- ▶ 支配の定義
- ▶ CFC所得の定義
- ▶ 所得計算のルール
- ▶ 所得帰属のルール
- ▶ 二重課税の防止又は排除のルール

本ドラフトは、CFC所得の定義を除き、これらの重要要素ごとに推奨するアプローチを述べていますが、それにはいくつかの選択肢があります。



## 詳細な議論

行動3に関する本ディスカッション・ドラフトは2015年4月3日、7つのCFCルールの重要要素、もしくは基本構成要素を特定し、これらの要素の設計について推奨するいくつかの選択肢を提示しました。しかし本ドラフトは、これらがOECD租税委員会又は作業部会の統一的な見解を表しているものではないとしています。それよりはむしろ、2015年9月までにOECDが行動3について最終的な提案を行う前に、利害関係者が様々な意見を述べる機会を与えるものとしています。パブリック・コメントは2015年5月1日まで募集し、パブリック・コンサルテーションは、2015年5月12日に開催される予定です。

本ディスカッション・ドラフトは、いくつかの国々が、CFCルールによっても親会社の国・地域で十分な課税を行えないCFCの所得について、さらに追加的なルールを提案していると述べています。これらの二次的規定は、他の国・地域(CFC所得の源泉地国等)での課税を導入することになります。さらに、OECDは二次的規定として導入される行動8-10に基づく移転価格の特別措置について、いくつかの選択肢を検討しています。同様に、電子経済の課税上の課題に対応する選択肢について、今後行われる作業としては二次的規定として適用されます。しかし、本ドラフトのこれら全体的な提案について、まだ何の結論も出ていないとされています。

8つの章からなる本ディスカッション・ドラフトの要約は、以下のとおりです。

### 方針の検討

本ドラフトではCFCルールの設計に関して検討すべき、次のような一連の方針を特定しています。(i) CFCルールの目的、(ii) 海外所得課税と競争力維持の均衡、(iii) 租税回避の余地を与えない事務及びコンプライアンスの負担軽減、(iv) 予防策としてのCFCルールの役割、(v) CFCルールによって防止される税源移転の範囲、(vi) CFCルールによる二重課税の回避、(vii) CFCルールと移転価格規則との相互作用。

### CFCの定義

ドラフト第2章では、CFCの定義について2つの提案を行っています。(i) 企業がCFCに保有されるか、又は親会社の国・地域でその保有者とは別に課税される場合に、法人及び法人以外の企業形態(パートナーシップ、信託、恒久的施設(PE: permanent establishment)等)双方にCFCルールが適用できるように、広範な定義を採用する、(ii) 国・地域で異なる取扱いを利用したCFCルールの回避を防ぐために、修正されたハイブリッド・ミスマッチ・ルールを含むものとする。

また、次のような場合には、CFCルールを課税上透明とされる企業(パススルー企業体)に適用することを推奨しています。(i) 一方の国・地域で課税されず、親会社の国・地域で課税される企業、(ii) 他のCFCに保有され、CFCルールの適用が無ければ課税されない企業。さらに、PEを保有する企業が、PE所得についてテリトリアル課税又は免税制度を有する国・地域の居住者である場合、PEをCFCとして取り扱うことを推奨しています。

本ディスカッション・ドラフトでは、ハイブリッド商品・ハイブリッド企業にCFCルールを適用する際の広狭二つの選択肢を提示しています。狭い取扱いにおいては、次の場合、グループ企業間の支払いを親会社のCFC所得計算に取り込みます。(i) その支払いが税源浸食である場合(一方の国・地域で損金算入され、受領する国・地域では課税されないか低税率で課税される等)、(ii) 支払いがCFC所得に含まれない場合、(iii) 親会社の国・地域が、その企業について、支払者又は受領者の国・地域と同じ企業及びアレンジメントの取扱いをしたのであれば、その支払いがCFC所得とされる場合。一方広い取扱いにおいては、次の場合のみ、グループ企業間の支払いを親会社のCFC所得計算に取り込みます。(i) 支払いがCFC所得に含まれない場合、(ii) 親会社の国・地域が、その企業について、支払者又は受領者の国・地域と同じ企業及びアレンジメントの取扱いをしたのであれば、その支払いがCFC所得とされる場合。

### 基準要件

第3章は、CFCルールの適用範囲についての基準要件について述べており、実効税率(ETR: effective tax rate)に基づいて、CFCルールを適用する国の税率よりも著しく低い税率を使用する低課税基準を推奨しています。

低課税基準の適用に関して、ベンチマーク分析はCFCの国・地域の税率を、特定の固定税率又は親会社の国・地域の税率の一定割合と比較します。本ドラフトでは、親会社の国・地域の法定法人税率の75%以下にベンチマークを設定することを提案していますが、これは現行のCFCルールの多くが採用する割合であるとされています。

本ドラフトはまたベンチマークの適用にあたり、CFCのETRの使用を推奨しており、ETRを使用することは、法定税率を使用するよりも、より正確な比較であると述べています。ETR算出の際の対応所得はCFC所得が親会社の国・地域で稼得されたとした場合の課税所得か、CFC所得の低課税をもたらす課税標準減額の調整を加え、IFRSなどの国際会計基準に基づき計算された課税標準のいずれかを推奨しています。またETRは広い意味合い又は狭い意味合いのいずれでも算定することができるとしています。広義の場合、ETRは企業又は国ごとにその国内の所得を合算して計算します。狭義の場合、所得の種類ごとに計算します。

## 支配の定義

第4章は、支配の定義について述べていますが、これには、要件となる支配の種類及びその支配の程度という2つの要素があります。本ドラフトは支配について、CFCルールは少なくとも法的支配及び経済的支配の両基準を適用し、どちらかがCFCルールの目的における支配の要件を満たすことが必要であるとしています。さらに、実効支配基準の採用も可能です。支配の程度に関しては、居住者が50%超の支配権を有している場合、そのCFCは支配されているとしています。これよりも低い割合を採用することも可能であるとしています。支配の程度の算定は、関連者もしくは非関連居住者の持分の合計、又は同調して行動するとされるすべての納税者の持分を合計して行われます。加えてCFCルールは、直接的支配、間接的支配のいずれにおいても適用されるべきであるとしています。

支配を構成する要素を決定した後、CFCルールを適用するにはどの程度の支配があるべきかを算定することになります。本ドラフトでは、現行のほとんどのCFCルールが「50%超の支配」要件を有しているとしています。この基準においては、支配をする者が1人の場合は分かりやすく簡単な基準となっています。しかし、少数株主がまとめて影響を行使するような場合、その持分も合算して判定する必要があります。本ドラフトは少数株主がまとめて影響を行使しているかを判定するために、次の3つの方法の内どれか1つを採用することを提案しており、それらの方法は、行動一致基準、当事者の関係性の検討、集中保有基準です。ただこのいずれの方法でも、非居住者納税者の持分がある場合は、支配の規定の複雑さを増します。このように、本ドラフトの提案では、支配の程度を算定するにあたり、非居住者を最低基準として考慮していません。

## CFC所得の定義

第5章は所得を定義するいくつかのアプローチを述べていますが、特にまだ推奨されるものはありません。各国はこの問題に異なる見解を有しており、CFC所得決定のアプローチは見解の一致を反映したものではないとしています。

本ディスカッションドラフトはまず現行のCFCルールが、CFC所得を算定するにあたり全所得方式又は一部所得方式のいずれかを適用していると述べています。全所得方式はすべてのCFC所得を含むものなので、CFCルールの対象となる所得を特に定義する必要はありません。従って、本ドラフトが目指すのは一部所得方式における所得定義の問題です。

本ディスカッションドラフトでは、持株会社であるCFC、金融及び銀行サービスの提供又は販売の請求行為を行うCFC、IPからの所得を得る場合や電子商品・サービス又はキャプティブ保険及び再保険に携わるCFCの所得をCFCルールが正確に定義できなければならないとしています。またCFCルールは少なく

とも、下記に挙げる所得を取扱うことができなければならないとしています。(i)配当、(ii)利子及びその他の金融所得、(iii)保険料所得、(iv)販売又は役務提供所得、(v)ロイヤルティ及びその他のIPによる所得。そしてCFCルールは各所得区分において、最低限BEPSの問題となるような所得を把握し、CFCの国・地域で価値を生み出す活動から生じる所得は取り込まないようにしなければなりません。

一般的な原則として、非常に移動性の高い所得及び又はパッシブ所得は、親会社又は第三者の国・地域からCFCの国・地域へと移転しやすいため、CFCルールはこれらの所得を対象としなければなりません。これには通常、利子、ロイヤルティ、配当、及び能動的な取引又は事業以外から稼得される所得等が含まれます。本ドラフトによれば、一つの方法として、形式的な区分によって所得区分を決定する形式基準分析があります。この方法では、販売、役務提供、及びその他の所得はその本来の性質から取引や事業の遂行にともなって生じるものであり、CFC所得から除外されます。純粋な形式基準の方法は事務処理的には便利ですが、一方簡単に操作されてしまうため、税源浸食及び利益移転から生じるすべての所得に適用するものではありません。

純粋な形式基準の方法がこのような欠点を有することから、ディスカッションドラフトでは、CFCルールは通常実態分析をある程度適用することになると考えられています。この実態分析の方法には、(i)実質的貢献分析、(ii)存続可能な独立企業分析、(iii)従業員及び拠点分析の3つがあります。

実質的貢献分析は、CFCの稼得する所得に対してCFCの従業員が実質的な貢献をしているかを、関連する事実と状況に着目して分析するもので、CFCが一定レベルの業務を行っている場合、CFCのすべての所得はCFC所得の定義から外れることとなります。この分析はいくつかの種類の所得には適切と考えられますが、IPからの所得には適していないであろうとされています。また本ドラフトは、企業が残余所得を守るために最低限の貢献レベルを維持しようとするのがありうるとしています。

存続可能な独立企業分析は、グループ内でその企業が果たすすべての重要な機能を評価して、CFCが存続可能な独立企業であるかを分析するものです。CFCが資産を有さない又はリスクを負わないのであれば、関連する所得はCFCルールの対象とされます。

従業員及び拠点分析は、従業員と事業施設という基準によってより機械的に、所得を稼得するために必要な業務がCFCの国・地域に所在するかを決定します。従業員及び拠点分析と存続可能な独立企業分析の主な相違点は、価値を生み出す活動を管理又は監督するだけでなく、CFC自体が実際の所得を稼得するための従業員と事業拠点を有していなければならないこと、及び従業員及び拠点分析では資産の保有又はリスク負担の分



析を必要としないことの2点となっています。

さらにディスカッション・ドラフトは、現行のCFCルールでは、その所得がどこから稼得されたものであるか(関連者からか否か)に注目して、移動性の高い所得の検討を行っているとしています。関連者から稼得された所得は移転された所得と想定されるため、一般的にCFC所得とされます。またCFCの国・地域外で稼得された所得も、収益移転の懸念をもたらすものとされています。

現行のCFCルールは、通常これらのアプローチを組み合わせ適用していますが、本ドラフトは、依然CFCルールの対象とすべき所得を正確に算定することは困難を伴うと述べています。そのため現行のCFCルールに特別の困難をもたらしている様々な種類の所得に対応する規定の策定が必要とされます。

配当所得がパッシブ所得とされる可能性が述べられています。アクティブ所得からの支払い(又は関連者によるアクティブ所得からの支払い)である場合、もしくはCFCが有価証券売買事業又は取引を行っている場合には、CFC所得から除外されます。

また同様に利子及びその他の金融所得もパッシブ所得とされますが、CFCが金融業又は取引を行っており、過大資本でない場合には、CFC所得から除外されます。

CFCルールはまた、保険料所得も対象とするとされ、次の要素を重点的に検討します。(i) その所得が(直接的又は間接的に)関連者からのものであるか(より狭い取扱いでは、同時にその関連者がCFCに対する保険料支払いを損金算入できるか)、(ii) 保険契約の当事者又は補償対象であるリスクがCFCの国・地域外に所在するか、(iii) CFCがそれ自身でリスクを引き受け管理することのできる実態を有しているか、(iv) CFCの資本が過大ではないか。

販売及び役務提供による所得は、それが関連者からのものである場合、又はCFCがそれ自身としてその所得を稼得する実態を有していない場合を除いて、アクティブ所得とされます。

ロイヤルティ及びIPからの所得は、電子経済において最も問題のある種類の所得とされています。IPからの所得に対応するために、CFCルールは、その所得が関連者からのものであるか(関連者によって開発されたIPについて稼得された場合を含む)、そしてCFCがその資産の基礎となるIPの開発に必要な活動を行ったかの両方を検討できるものでなければなりません。しかし、このためにはIPからの所得とその他の所得を区別しなければなりません。そこで本ドラフトでは、CFCがその所得を稼得するために必要な本質的な業務に携わらない限り、すべての販売、役務提供、ロイヤルティ、IPからの所得をパッシブ所得とするという1つの規定をこれらの所得に適用すること

で、CFCルールはより有効性の高いものとなるであろうと述べています。

本ドラフトでは、CFCルールの対象となる所得の構成を決定する2つの主要アプローチ、「分類別アプローチ」及び「超過利潤アプローチ」を概説しています。

分類別アプローチは、所得の種類異なるごとに異なる規定を適用します。このアプローチでは、その所得の取扱いについて国・地域ごとの規定を採用することが認められます。しかし、この場合、すべての種類の所得が分類され、実態分析が行われることが必要です。これは、形式基準分析と実態分析を組み合わせた伝統的なCFCルールと似たものであり、国・地域は次の2段階からなる分類別アプローチを適用することで同じような結果を導き出せるとしています。最初の段階では所得を形式で分類し、次いで実態分析を行います。これらの手順の結果は次のように要約されます。

- ▶ CFCが実態分析の要件を満たすことができない限り、パッシブ所得はCFC所得に含まれる。
- ▶ CFCが実態分析の要件を満たすことができる限り、アクティブ所得はCFC所得から除外される。

もう一つのアプローチは、超過利潤アプローチで、CFCの資本に対する「通常所得」を計算します。「通常所得」を超える所得は、すべてCFC所得とされます。このアプローチの後に、最終段階として実態に基づく除外措置を設けている国々もあります。

本ドラフトは、「通常所得」を「利益率」に「適格資本」を乗じたものと定義しています。利益率は経済的な概念であり、まずリスクのない利益率を見積もることから出発し、リスク・プレミアムによってそれを増加させます。経済分析によればリスクを含んだ率として約8%から10%がしばしば算定されますが、これは産業、レバレッジ、国・地域によって異なります。

本ドラフトでは、リスクを含んだ利益率の算定方法として以下の4つを提案しています。(i) 10%のように一定の割合を設定する、(ii) 10年物国債の利回りに固定資本プレミアムを加えたもの、(iii) 企業グループの資本コスト、(iv) (i)と(ii)を組み合わせたアプローチ、ただし企業グループの資本コストを使用することも可能。

本ドラフトでは、「適格資本」を、低課税国・地域で行われる取引又は事業で使用される資産に関連する資本としています。親会社の国・地域で資本を算定する場合、簿価又は税務上の価値のいずれかを使用し、配分される負債を差し引きます。

最後に、CFCルールの対象となる所得の構成の定義は、企業単位又は取引単位で適用すべきかの検討を行っています。所得の一定割合がCFC所得の定義に当てはまる場合、企業単位のアプローチでは、その割合によって、すべての所得をCFC所得とするかしないかの判断をすることになります。一方、取引単位のアプローチでは、個々の所得の特徴によってその所得がCFC所得に該当するか否かを決定します。ディスカッション・ドラフトでは、取引単位のアプローチが、企業単位のアプローチより通常ベストプラクティスと考えられるとしています。

### 所得計算のルール

第6章では、CFCの所得計算については、どの国・地域の規定を適用すべきか、CFC所得の計算に何らかの特別な規定が必要か、の2点についての提案を行っています。CFC所得の計算には、親会社の国・地域の規定を使用することが推奨されています。この方法はBEPS行動計画の目標と一致しており、事務手続きの負担を軽減するものとしています。

さらに、CFCの損失の相殺については、同じCFCからの利益又は同じ国・地域内の他のCFCからの利益との相殺に限定する特別な規定を国・地域が導入することを推奨しています。このような規定は、損失の相殺を同じ種類の所得との相殺に限定する規定と一緒に適用することができます。

### 所得帰属のルール

第7章では、どのようにして株主に所得を帰属させるかについて検討しています。これには、以下の5段階のプロセスが設けられています。(i) 所得を帰属させるべき納税者の決定、(ii) 帰属させるべき所得金額の算定、(iii) 納税者がその所得を申告すべき時期の決定、(iv) その所得の取扱いの決定、(v) その所得に適用される税率の決定。

本ドラフトでは、帰属閾値は最低支配基準と連動すべきであるとしています。各国のCFCルールの方針によって、各国は異なる基準を設けることもできるとしています。

各株主に帰属する所得金額の計算は、CFCにおけるその持分割合及び保有期間に基づくことが推奨されています。

ディスカッション・ドラフトでは、国・地域は、そのCFCルールが国内法との整合性を保つように、所得の申告時期及びその取扱いを決定できるとしています。

また親会社の国・地域の税率を適用することを推奨しています。

### 二重課税防止又は排除のルール

第8章では、二重課税防止又は排除についての提案がなされています。

二重課税が起こりうる以下の3つの状況に焦点が当てられています。(i) CFC所得が外国法人税の対象となる場合、(ii) 同一のCFC所得について複数の国・地域のCFCルールが適用される場合、(iii) CFCルールによって既に居住者株主に帰属させた所得をCFCが実際に配当する、又は居住者株主がCFCの持分を処分する場合。

初めの2つの状況について、各国が中間会社に対するCFC税を含む、実際に支払われた外国税額の控除を認めることを推奨しています。3番目の状況については、CFCの所得がそれ以前にCFC課税の対象となっていた場合、受取配当とCFCの持分を処分することで生じる所得を免税とすることを提案しています。しかし、配当と譲渡所得の詳細な取り扱いは、国内法との整合性を保つために、国・地域の決定に委ねられています。

### 影響

本ディスカッション・ドラフトは、OECD BEPSプロジェクトの行動3に基づき作成される成果物の最初のドラフトとなっています。これは、CFCルールのいくつかの側面に関する提案を行っていますが、CFC所得の定義については特に提案を行っていません。この分野ではいくつかの選択肢を提示していますが、これらのアプローチについて各国は合意に至っていないとしています。本ディスカッション・ドラフトにおける提案と選択肢が各国によって採用された場合、グローバルビジネスに多大の影響を及ぼすこととなります。企業は、提案されている選択肢が、自社にどのような影響を及ぼすかを評価し、OECDそして自社が事業を行っている又は投資している国の動向を常に把握するとともに、BEPSプロジェクトとその背景にある国際的な税務政策上の問題に関する対話に参加することを検討する必要があります。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

**EY税理士法人**  
コーポレートコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150422

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)